

明細書発行体制等加算

当院は医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても明細書を無料で発行しております。明細書には使用した薬剤名や行われた検査名が記載されます。明細書の発行を希望されない方は、受付へその旨をお申し出ください。

医療情報取得加算

当院はマイナンバーカードによる保険証（マイナ保険証）の利用により、質の高い医療提供に努めています。患者様よりお預かりした受診歴・薬剤情報・特定健診情報、その他必要な診療情報は適切に管理・活用し、診察を行います。

令和6年6月1日より、国が定めた診療報酬改定にともない、診療報酬を下記の通り算定いたします。

| 医療情報取得加算 | マイナ保険証利用 (情報取得同意) | 点数 |
|----------------|----------------------|----|
| 初診 (月に1回) | する | 1点 |
| | しない | 3点 |
| 再診 (3ヶ月に1回) | する | 1点 |
| | しない | 2点 |

外来後発医薬品使用体制加算

当院は厚生労働省の後発医薬品使用促進の方針に従い、患者負担の軽減、医療保険財政の改善に資するものとして、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を採用しております。

一般名処方加算

当院は後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

コンタクトレンズ検査料

当院は「コンタクトレンズ検査料1」の施設基準に適合している旨、厚生労働省近畿厚生局に届出を行っています。

| | |
|------------------------------------|------|
| 初診料（コンタクトレンズの装用を目的とし、当院を初めて受診された方） | 291点 |
| 再診料（当院で過去にコンタクトレンズ検査を実施された方） | 75点 |
| コンタクトレンズ検査料1 | 200点 |

※厚生労働省が定める疾患の治療によっては、上記のコンタクトレンズ検査料ではなく、眼科的検査料で算定する場合があります。